一般社団法人日本ボーイスカウト千葉県連盟　危機管理規程

（目的）

第１条　この規程は、一般社団法人日本ボーイスカウト千葉県連盟（以下「本連盟」という。）における加盟員の生命、身体、財産に重大な被害が生じる危機又はスカウト活動に著しい支障を及ぼす危機に迅速かつ的確に対応するため、本県連の危機管理体制について定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において使用する「危機」、「具体的危機」及び「緊急事態の範囲」（以下「危機等」という。）の用語の意味は、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟危機管理規程の例による。

（危機発生時の対応）

第３条　危機等発見者は、具体的危機が発生した場合は、被害の拡大を最小化するため十分な注意をもって必要な初期対応を行う。

２　危機等発見者は、具体的危機発生後、あらかじめ定められた連絡ルートに従い速やかに理事長に報告し、その指示に従う。

３　理事長は、理事会役員等関係者と協議し、必要な措置を講じる。

（緊急事態への対応）

第４条　具体的危機が発生し、本連盟において対応が必要な場合は、理事長を危機管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとる。

（緊急事態の基本方針）

第５条　緊急事態発生時においては、次の各号に定める基本方針に従い対応する。ただし、第６条に定める緊急事態対策室が設置される場合は、同室の指示に従い対応する。

（１）自然災害　人命救助を最優先し、災害対策の強化を図る。

（２）重大事故　人命救助と環境破壊防止を最優先し、再発防止を図る。

（３）犯罪　　人命救助を最優先し、警察と協力し、再発防止を図る。

（緊急事態対策室）

第６条　緊急事態が発生した場合は、緊急事態に迅速かつ的確に対応するため、第１２条の規程に基づき設置する危機管理委員会の下に緊急事態対策室（以下「対策室」という。）を設置することができる。

（対策室の構成）

第７条　対策室の構成は、次のとおりとする。

（１）室長　　理事長

（２）室員　　理事長が指名する関係役員

（３）事務局　本連盟事務局長、総務委員長及び理事長が委嘱する者

（対策室会議の開催）

第８条　対策室会議は、招集後直ちに出席可能な者の出席により開催する。

（対策室の所掌）

第９条　対策室の所掌業務は、次のとおりとする。

（１）緊急事態に係る情報の収集、整理及び分析に関すること。

（２）緊急事態に際し、対応方針の決定及び初期対応等必要な対策を行うこと。

（３）緊急事態に際し、本連盟、地区及び団等関係機関が実施する対策の総合調整に関すること。

（４）緊急事態に係る情報公開及び報道機関への対応に関すること。

（５）その他緊急事態に関し重要な事項

（理事会への報告）

第１０条　対策室は、緊急事態解決策実施後、理事会及び危機管理委員会において実施内容及び経緯等を報告する。

（報道機関への対応）

第１１条　緊急事態に際し、報道機関からの取材の申入れには、支障をきたさない範囲で対応する。

２　報道機関への対応は、あらかじめ理事長の承認を得て、事務局長が行う。

（危機管理委員会）

第１２条　理事会は、本連盟全体として危機管理を推進し、危機管理に必要な情報の共有を図るため、理事会の下に危機管理委員会を置くことができる。

（委員会の任務）

第１３条　ボーイスカウト運動における活動等に支障を及ぼすあらゆる危機要因を予測し、可能な限りこれを排除、又はこれによる被害を最小限に留めるために、次の事項について策定・調整・支援することを任務とする。（総務委員会の任務を除く）

（１）本連盟に存在するリスクを把握・評価し、重要度の高いリスクを抽出し対策を策定する。

（２）緊急事態が発生した場合に、その対策を決定し、実行する。

（３）団及び地区に対して、危機管理上必要な措置を講ずるよう指導・支援を行う。

（委員会の構成）

第１４条　本委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

（１）委員長　　理事長

（２）副委員長　副理事長及び県コミッショナー

（３）委員　　業務理事、地区代表理事及び理事長が指名した者　若干名

（４）学識経験委員　理事長の指名により、学識経験豊富な者を委員として委嘱することができる

（５）事務局　　事務局長及び事務局次長

（委員会の開催）

第１５条　本委員会は、委員長が必要に応じて開催する。ただし、軽微な事項については、文書による回覧審議とすることができる。

（委員会の権限と理事会報告）

第１６条　危機事態発生時の対応については、必要な行動及び予算措置について委員長及び委員の過半数の議決をもって実行できる。ただし、できる限り速やかに理事会に報告し、必要な事項について承認を得ることとする。

（緊急事態通報先一覧表）

第１７条　緊急事態の発生に備え、緊急事態通報連絡先一覧表を作成し、関係者に周知する。

（改廃）

第１８条　この規程の改廃は、本連盟理事会の決議を経て行う。

附　　則

この規程は令和７年４月１日から施行する。

危機管理体制フロー図

青＝通常のルート
赤＝緊急時のルート

具体的危機発生

（通報時フロー）

隊（隊長）

団（団委員長）

地区（地区事務長・地区委員長）

県連盟（事務局長・理事長）

日本連盟（事務局長）

発見者（情報認知者）
立場等に応じた通報先
初期対応

※　団内、地区内の連絡体制は、それぞれの組織において事前に定める。

重大な危機発生時に連絡する
※　日本連盟への通報は県連盟が行う。
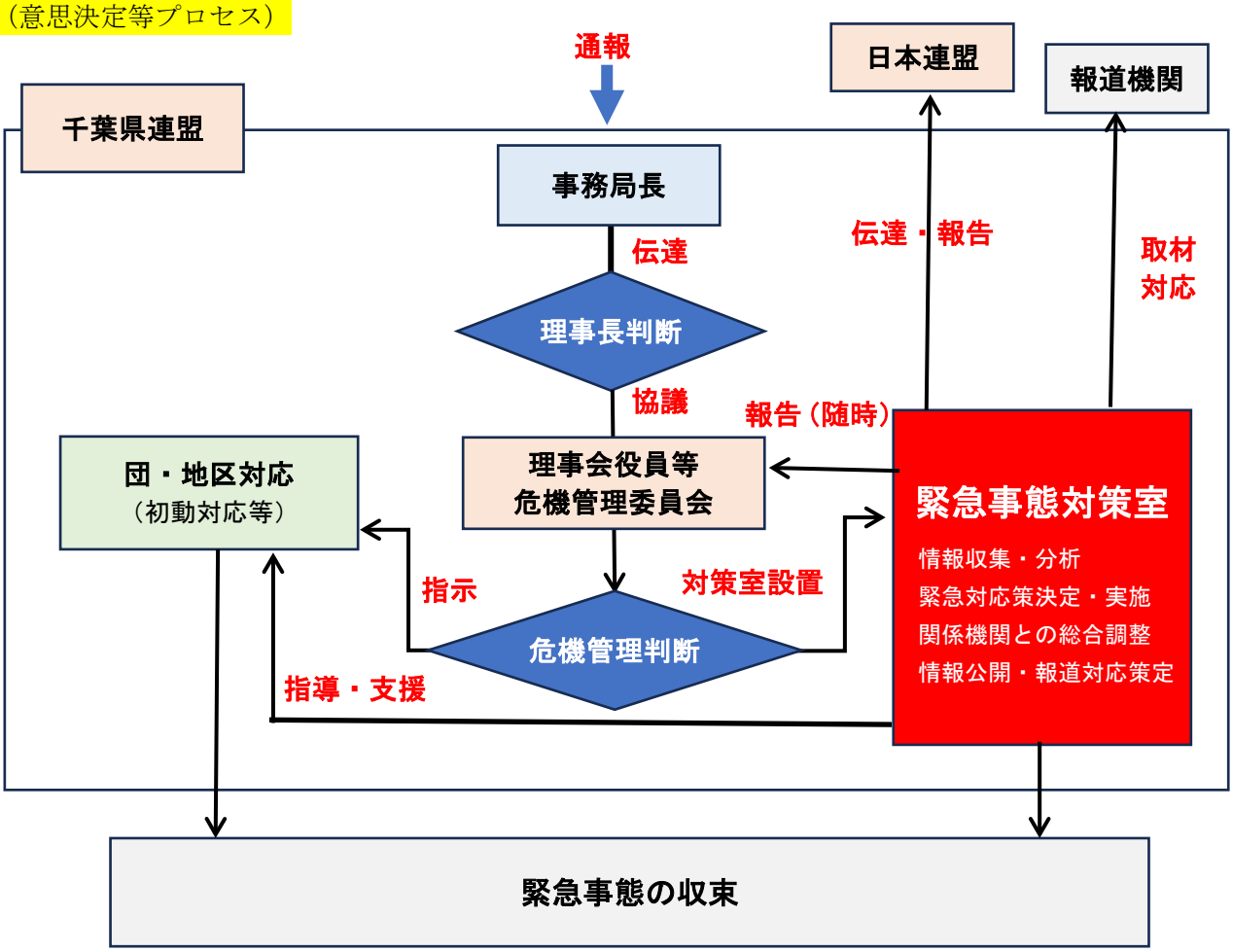
（意思決定等プロセス）